

# 令和6年度に本補助金を受けた方へ

## 年間上限8万円 10年目まで 奨学金の返還を支援します

### 主な対象要件

- ✔ 令和6年度に補助金を申請し、交付を受けた
- ✔ 令和6年度の補助金申請から、引き続き丸亀市に住民登録がある
- ✔ 令和7年度末時点で、40歳未満の丸亀市民

### 丸亀市に住み続けることで 奨学金の返還支援を受けられます

#### ステップ1

前年度(R6年度)に  
奨学金を返還

※令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）に返還した奨学金の元金と利息（延滞金は対象外）の合計額が補助の対象です。

#### ステップ2

申請期間中に  
申請フォームから申請  
(上限8万円/年度)

※奨学金の返還支援を受けるためには、毎年度の申請が必要です。

#### ステップ3

ステップ1・2の  
繰り返し(10年間)  
**最大80万円**

※10年の間に40歳になった、市外へ転出したなど、対象要件を満たさなくなった場合は、申請できません。

### FAQ

<p>Q. 10年間の途中で申請を忘れた場合はどうなりますか？</p> <p>A. 連続する10年間で対象になるので対象外になります。忘れずに必ず申請してください。</p>	<p>Q. 引き続き丸亀市に居住していることの確認はどのようにしますか？</p> <p>A. 申請時に同意いただいたうえで、市が住民基本台帳で確認します。</p>
<p>Q. 10年間の途中で40歳になる場合はどうなりますか？</p> <p>A. 39歳になる年度まで申請することができます。</p>	<p>Q. 補助金の振込先口座は、本人以外（親など）を指定できますか？</p> <p>A. できません。対象者本人名義の口座を指定してください。</p>
<p>Q. 10年間の途中で市外へ転出した場合はどうなりますか？</p> <p>A. 転出以後、補助金の申請はできません。</p>	<p>Q. 就業先から奨学金の返還支援を受けている場合はどうなりますか？</p> <p>A. 返還支援を受けた金額を控除して補助金を計算します。</p>

## 申請の流れ

✓ 提出書類を準備してください。（例）は日本学生支援機構の場合

- ・ 前年度中に奨学金を返還したことを証明する書類  
(例)奨学金返還額証明書(R6年4月1日~R7年3月31日)

※申請から取得まで2週間程度要します。

※「返還計画表」など、返還の事実が確認できない書類は不可

- ・ 就業先からの支援額が分かる書類（就業先から奨学金の返還支援を受けている場合）



✓ 右の申請フォームから申請してください。

- ・ 申請期間は、令和7年6月16日(月)~8月15日(金)です。
- ・ 申請内容の審査から補助金の振込まで1か月程度かかります。



## 主な留意事項

✓ 他の奨学金返還補助と併用できません（就業先の返還支援は除く）。

✓ 「丸亀市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」に  
同意のうえ、申請してください。

✓ 補助金の交付決定を取り消された場合は、  
補助金の返還をしていただきます。

